

仕様書

- 1 件 名 令和7年度校務用プリンター一式の賃貸借(リース)
- 2 引渡期限 令和8年2月28日
- 3 契約期間 令和8年3月1日から令和13年2月28日までとする。(60ヶ月・長期継続契約)

4 賃貸借物件

(1) A4対応モノクロページプリンター

堺市立の各学校において、校内の複数の執務場所や教室に移動し、本市が指定するネットワークのネットワークプリンターとして使用することや、パソコンと直接接続(以下「ローカル接続」という。)して使用することを目的として納入するものである。なお、既設のA4対応モノクロページプリンター (OKI B432dnw)の更新となる。

(2) A4対応モノクロページプリンターの賃貸借に必要な要件を表1に示す。

表1

項番	項目	仕様
1	台数	610台(表2の数量欄)
2	設置場所	保健室・事務室・職員室・図書室・通級教室・特別支援教室等、学校が指定する場所(教室)(表2の学校)
3	プリント方式	モノクロ(白黒印刷)印刷方式のみとする。 レーザー光源やLED光源を利用し、1ページ分のデータをまとめて印刷する方式であること。
4	解像度	1,200×1,200dpi以上であること。
5	印刷速度(片面)	A4(片面) 38ページ/分 以上であること。
5	印刷速度(両面)	自動両面印刷A4 20ページ/分 以上であること。
6	両面印刷	両面印刷が可能であること。
7	電源投入時ウォームアップ時間	20秒以下であること。
8	ファーストプリント時間(A4)	10秒以下であること。
9	稼働音	教室や保健室で使用するため稼働音等が小さいものであること。 動作時: 56dB以下 待機時: 30dB(A)(印刷終了後1分以降)以下 省電力モード時: 無騒音 ※教室や保健室で使用するため稼働音等が小さいものであること。
10	装置寿命	5年以上又は20万ページ以上
11	最大対応用紙サイズ	A4であること。
12	給紙容量等	用紙トレイ(カセット:手差し給紙トレイを含まない)は標準仕様を含み2段とし、A4用紙とB5用紙を同時に収容できること。 各用紙トレイは250枚以上が収容できること。
13	インターフェース	LAN(1000Base-T、100Base-TX、10Base-T対応)及びUSB(2.0以上)を備えること。 LANインターフェースは内蔵であること(外付け不可)。パソコンとプリンターのローカル接続に必要なUSBケーブル(パソコン側Type A(2.0以上))をプリンター1台に1本納品すること。
14	保守	契約期間中の保守対応作業(5年)

15	ネットワークプリンター機能	本市が各学校園に設定している教育情報ネットワーク上で共有して利用できる機能を有していること。(IPアドレス、MACアドレス等)									
16	プリンタードライバー	ネットワークプリンター及びローカルプリンター接続するためのプリンタードライバーの提供が可能であること。 ※プリンタードライバーを設定する端末の種別は、6 設置・設定要件(3) 接続対象パソコン端末を参照すること。									
17	参考商品	<table border="1"> <tr> <th>メーカー名</th> <th>品名</th> <th>規格・型番等</th> </tr> <tr> <td>沖電気</td> <td>モノクロプリンター</td> <td>B432dnw</td> </tr> <tr> <td>富士通</td> <td>モノクロページプリンター</td> <td>XL-4405</td> </tr> </table>	メーカー名	品名	規格・型番等	沖電気	モノクロプリンター	B432dnw	富士通	モノクロページプリンター	XL-4405
		メーカー名	品名	規格・型番等							
		沖電気	モノクロプリンター	B432dnw							
富士通	モノクロページプリンター	XL-4405									
納品においては上記参考商品のいずれかの製品または同等品を可とする。同等品で納品希望の場合は、入札説明書 別記同等品申請に従うこと。											
18	その他	<ul style="list-style-type: none"> 無線LAN機能は不要である。内蔵している場合は、管理者アカウント等でパスワード・ログインをし、管理者権限にてロックすることにより、無線LAN機能を無効にすること。 1台につき、初期添付品以外に1セットのメーカー純正トナーを添付すること。(印刷可能枚数に差異のあるトナーが複数存在する場合は、印刷可能枚数の多い方。) グリーン購入法・国際エネルギースタープログラム適合製品、及びエコマーク認定製品のいずれかに該当していること。 									

5 設置環境

(1) 設置場所

表2に示す、堺市立各小・中・高・支援学校等(139校)に搬入し設置すること。

表2

	プリンター数量	接続PC対象数	住所		プリンター数量	接続PC対象数	住所
1	3	49	堺区三宝町5丁286番地	71	4	31	南区竹城台1丁10番1号
2	4	35	堺区神明町西2丁1番1号	72	4	53	南区三原台3丁2番1号
3	4	43	堺区市之町西3丁1番14号	73	4	36	南区高倉台3丁5番1号
4	4	33	堺区錦綾町1丁6番19号	74	4	36	南区晴美台3丁3番1号
5	4	45	堺区今池町5丁4番43号	75	4	41	南区槇塚台3丁39番1号
6	4	30	堺区九間町東3丁1番17号	76	4	29	南区片蔵1425番地
7	4	36	堺区熊野町東5丁1番49号	77	4	32	南区若松台1丁3番1号
8	4	61	堺区榎元町2丁3番11号	78	4	33	南区茶山台2丁5番1号
9	4	62	堺区北三国ヶ丘町5丁1番1号	79	4	38	南区原山台5丁4番1号
10	4	44	堺区寺地町西4丁1番1号	80	4	41	南区庭代台3丁12番1号

11	新湊小	4	43	堺区西湊町6丁6番1号
12	少林寺小	4	36	堺区少林寺町東4丁1番1号
13	安井小	4	29	堺区南安井町4丁1番5号
14	大仙西小	4	37	堺区大仙西町4丁129番地
15	大仙小	4	43	堺区大仙中町16番1号
16	神石小	4	40	堺区石津町2丁6番1号
17	浜寺石津小	4	40	西区浜寺石津町中2丁3番28号
18	浜寺東小	4	39	西区浜寺船尾町東1丁101番地
19	浜寺小	4	42	西区浜寺諏訪森町東2丁163番地
20	浜寺昭和小	4	45	西区浜寺昭和町2丁282番地
21	津久野小	4	39	西区津久野町3丁14番11号
22	上野芝小	4	46	西区神野町2丁25番1号
23	家原寺小	4	32	西区家原寺町1丁7番1号
24	鳳小	4	51	西区鳳中町2丁22番地
25	鳳南小	4	71	西区鳳南町1丁7番地
26	向丘小	4	47	西区上野芝向ヶ丘町6丁7番1号
27	平岡小	4	37	西区堀上緑町1丁6番1号
28	福泉上小	4	36	西区上127番地の1
29	福泉小	4	71	西区菱木2丁2186番地の1
30	福泉東小	4	29	西区草部946番地の1
31	東三国丘小	4	56	北区東三国ヶ丘町2丁2番1号
32	東浅香山小	4	49	北区大豆塚町1丁60番地
33	新浅香山小	4	31	北区東浅香山町3丁31番地4号
34	五箇荘小	4	46	北区新堀町2丁58番地
35	五箇荘東小	4	48	北区北花田町2丁203番地
36	新金岡小	4	40	北区新金岡町1丁4番1号

81	御池台小	4	39	南区御池台2丁3番1号
82	美木多小	4	53	南区鴨谷台1丁48番1号
83	城山台小	4	43	南区城山台1丁20番1号
84	赤坂台小	4	39	南区赤坂台2丁2番1号
85	新檜尾台小	4	43	南区新檜尾台3丁7番1号
86	黒山小	4	36	美原区阿弥93番地
87	平尾小	4	36	美原区平尾360番地
88	美原北小	4	44	美原区大保19番地
89	八上小	4	44	美原区大饗117番地1
90	美原西小	4	31	美原区太井548番地
91	さつき野学園(小中)	7	56	美原区さつき野東1丁目6番1
92	大泉学園(小中)	7	59	北区新金岡町4丁9番1号
93	月州中	5	61	堺区神南辺町1丁1番地
94	浅香山中	5	40	堺区今池町5丁3番8号
95	殿馬場中	5	43	堺区櫛屋町東3丁2番1号
96	殿馬場中夜間学級	3	33	堺区櫛屋町東3丁2番1号
97	三国丘中	5	54	堺区向陵西町3丁6番15号
98	大浜中	5	45	堺区大浜南町2丁4番1号
99	陵西中	5	38	堺区大仙西町2丁79番地
100	旭中	5	43	堺区大仙中町11番1号
101	浜寺中	5	49	西区浜寺船尾町西5丁60番地
102	浜寺南中	5	49	西区浜寺南町1丁55番地
103	津久野中	5	55	西区神野町2丁16番1号
104	鳳中	5	66	西区鳳西町1丁159番地の1
105	上野芝中	5	38	西区上野芝向ヶ丘町5丁25番1号
106	福泉中	5	63	西区山田2丁55番地

37	新金岡東小	4	30	北区新金岡町4丁1番9号
38	光竜寺小	4	28	北区新金岡町3丁7番1号
39	北八下小	4	41	北区中村町250番地
40	金岡小	4	67	北区金岡町1254番地
41	金岡南小	4	68	北区金岡町1182番地の1
42	中百舌鳥小	4	59	北区中百舌鳥町6丁1033番地の2
43	百舌鳥小	4	57	北区百舌鳥梅町2丁498番地
44	西百舌鳥小	4	37	北区百舌鳥西之町1丁82番地
45	八田荘小	4	44	中区八田寺町231番地
46	八田荘西小	4	36	中区毛穴町268番地の2
47	深井小	4	44	中区深井中町1409番地
48	深井西小	4	39	中区深井北町926番地
49	土師小	4	39	中区土師町3丁35番地1号
50	東百舌鳥小	4	63	中区土塔町139番地
51	東深井小	4	55	中区深井水池町3214番地
52	宮園小	4	25	中区宮園町4番1号
53	久世小	4	65	中区平井999番地
54	深阪小	4	35	中区深阪5丁15番1号
55	西陶器小	4	41	中区田園570番地
56	東陶器小	4	55	中区陶器北674番地
57	福田小	4	48	中区福田727番地
58	南八下小	4	42	東区菩提町5丁228番地
59	八下西小	4	37	東区引野町1丁110番地
60	日置荘小	4	47	東区日置荘西町2丁46番1号
61	日置荘西小	4	35	東区日置荘西町6丁9番1号
62	白鷺小	4	40	東区白鷺町2丁8番1号

107	長尾中	5	55	北区長曾根町1179番地の5
108	五箇荘中	5	55	北区新堀町1丁85番地の2
109	金岡北中	5	39	北区新金岡町1丁5番1号
110	八下中	5	36	北区中村町977番地の20
111	金岡南中	5	67	北区金岡町2469番地
112	中百舌鳥中	5	46	北区中百舌鳥町6丁1034番地の11
113	陵南中	5	50	北区百舌鳥西之町1丁75番地
114	八田荘中	5	49	中区八田北町580番地の11
115	深井中央中	5	47	中区深井北町220番地の1
116	東百舌鳥中	5	62	中区新家町260番地
117	深井中	5	41	中区深井沢町2470番地の1
118	平井中	5	58	中区平井346番地
119	泉ヶ丘東中	5	64	中区陶器北184番地
120	南八下中	5	46	東区菩提町2丁58番地
121	日置荘中	5	44	東区日置荘北町3丁11番28号
122	登美丘中	5	62	東区高松408番地
123	野田中	5	40	東区南野田101番地の1
124	福泉南中	5	35	南区桃山台3丁7番1号
125	宮山台中	5	41	南区宮山台1丁1番1号
126	三原台中	5	54	南区三原台1丁12番1号
127	晴美台中	5	45	南区晴美台3丁8番1号
128	若松台中	5	34	南区若松台3丁34番地1号
129	原山台中	5	32	南区原山台4丁2番1号
130	庭代台中	5	45	南区庭代台2丁19番1号
131	美木多中	5	43	南区鴨谷台1丁47番1号
132	赤坂台中	5	44	南区赤坂台2丁1番1号

63	登美丘東小	4	37	東区丈六224番地
64	登美丘西小	4	54	東区大美野135番地
65	登美丘南小	4	45	東区草尾596番地
66	野田小	4	57	東区北野田897番地の2
67	福泉中央小	4	42	南区桃山台4丁17番1号
68	桃山台小	4	27	南区桃山台2丁6番1号
69	宮山台小	4	43	南区宮山台2丁2番1号
70	竹城台小	4	33	南区竹城台3丁2番1号

133	美原中	5	43	美原区小平尾390番地
134	美原西中	5	46	美原区大饗102番地2
135	百舌鳥支援	5	139	北区百舌鳥西之町1丁124番地
136	上神谷支援	5	132	南区御池台4丁24番1号
137	(仮)百舌鳥支援宮園分校 ※1	5	46	中区宮園町4番1号
138	堺高等学校	10	178	堺区向陵東町1丁10番1号
139	教育センター	3	61	中区深井清水町1426番地

計 610 6525

※1：百舌鳥支援宮園分校は、令和8年4月1日開校予定であるが、令和8年2月末までに設置・設定すること。

(2) ネットワーク環境

市内全域の市立学校園を対象とした高速イントラネット(以下「教育情報ネットワーク」という。)配下のネットワークプリンターとして利用する。

教育情報ネットワークは、教室で学習時に使用する学習系、校務で使用する校務系から構成されている。

6 設置・設定要件

(1) 各校における校務用A4モノクロページプリンターの設置場所

- 各プリンターの設置は表3の内容とするが、学校の希望により変更する場合がある。設置場所について各学校に確認を行うこと。設置・設定後、適切に動作確認(起動確認及び印刷確認、ネットワーク疎通確認)を行うこと。

表3 A4モノクロページプリンターの学校内の設置場所と性質

	移動用1 (1番機) DHCP設定	移動用2 (2番機) DHCP設定	移動用3 (3番機) DHCP設定	常時設置 保健室 (4番機)	常時設置 事務室 (5番機)
小学校	1	1	1	1	0
中学校	1	1	1	1	1
さつき野学園・大泉学園	5			1	1
夜間学級	1	1	1	0	
支援学校・宮園分校	1	1	1	1	1
高等学校	1	1	1	1	6

- 上記(表3)の1番機～3番機は基本的には現在の更新対象機器と同じ場所であるが、学校の希望により変更する場合がある。設定場所について各学校に確認を行うこと。
- 上記(表3)の4番機は保健室に常時設置とする。
- 上記(表3)の5番機は事務室に常時設置とする(中学校のみ)。

(2) IPアドレス設定

- 上記の移動用1～移動用3は、校務系、学習系の両用として使用する。そのためIPアドレスはDHCPにより校務系に接続されているときは校務系プリンターのIPアドレスとし、学習系に接続されているときは学習系プリンターのIPアドレスとなるよう設定が可能であること。
- 移動用プリンターのDHCP設定については、本市が指示する既存保守事業者に従うこと。納入に伴う各種設定については、本市及び既存保守事業者と調整し、サーバー作業等に必要な情報を提出すること。

(3) 接続対象パソコン端末

- 各学校で使用している教員用端末は、校務兼用2in1端末、教材作成機(デスクトップ型・ノート型)、事務端末(ノート型)、教育用端末(ノート型)の4種類で、全てOSはWindows

11 Proである。

- ・接続対象パソコン端末及び教育情報ネットワークは、本市の指定する既存保守事業者が管理しているため、受注者は本市及び既存保守事業者と、本案件に必要な各種設定に関する調整を実施すること。
- ・各パソコン端末にプリンタードライバーをインストールする作業については、本市の指定する既存保守事業者が実施することとするが、受注者は、本市の端末環境（学習系及び校務系）に必要なプリンタードライバーを提供し、納入するプリンターに対して指定された各種設定を行うこと。
- ・本市の教育情報ネットワークは、目的別に学習系（パソコンの物理環境）及び校務系（仮想V D I環境）が存在し、各パソコン端末においては、それぞれのネットワーク設定が必要となる。

(4) 電源及び電源コンセントプラグ

- ・各プリンターの電源は、各学校園が指定する既設電源タップ等へ接続すること。
- ・納品機器類の電源コンセントプラグがアース付き2極平行の場合、ショート事故を避けるためにアース部分を切断加工すること。また、2極平行でアース線が露出している場合、アース線は根元から切断すること。

(5) 設置確認報告及びラベル貼付

- ・各機器類の設置時には、1台ごとの設置状況が確認できる写真を撮影し、事後、整理して電子データ（光学メディアに記録し適切なラベルを貼付する）で提出すること。
- ・各機器類（プリンター及びU S B接続ケーブル等）には機器番号や注意事項、操作説明等、発注者の指示するラベルを作成し貼付すること。

(6) ネットワーク識別番号（MACアドレス）の登録等

- ・設置設定時には、相応のS E等作業員を堺市教育センターへ配置し、発注者の定める方法により、今回設置するプリンター機器のMACアドレス登録を行い、正常接続を確認すること。
- ・設置するプリンター機器類について、MACアドレス値をコンピューター名と符合した形式で電子データとして提出すること。

(7) その他留意事項

- ・その他ネットワーク設定等の仕様詳細部分については本市と打ち合せ、本市の指示に従うこと。
- ・設置物の梱包材や運搬に用いた廃資材などは、責任を持って引き取って処分すること。
- ・各機器の保証書は、受注者が責任を持って保管すること。
- ・設置物における説明書などの添付品は、教育センターの指示により、学校に設置するもの、教育センターに設置するもの、引き取って処分するもの等、発注者と協議し適切に管理すること。

7 賃貸借物件納入に関する要件

(1) 連絡体制

ア 受注者は、契約後2週間以内に連絡体制を定め、本市の承認を得ること。

イ 体制の変更

(ア)受注者は保守及び連絡体制に変更が生じた場合は、速やかに体制図を修正して提出すること。

(イ)担当者の選定

- ・本市および受注者は、連絡責任者と技術担当者を選任し、相手方に通知するものとする。変更があった場合も同じとする。
- ・受注者側の担当者は、納入する機器の機能・仕様を熟知し、本市からの質問や障害連絡等に対し適切に対応できる者を配置すること。

(2) 納入計画

ア 受注者は、本案件に対するプロジェクトマネージャーを決定すること。

イ プロジェクトマネージャーは、本案件全体の遂行責任者として、発注者と連携し、納入に関する計画、実行、管理を行うこと。

ウ すべての業務を滞りなく行うことができるよう、適切な人員を配置した計画をたてること。

エ 搬入・設置・設定・配線等、一切の作業を含んだスケジュールを計画すること。

オ スケジュールについて、学校への初期通知は発注者より行うが、その後の日程調整は、受注者と学校が行い、その結果を発注者へ随時報告すること。

カ 設置設定作業は平日の午前8時30分～午後4時45分で行うこと。ただし学校の行事等で作業できない日程もある。原則、土・日・祝は作業を行わない。

キ スケジュール案を作成するにあたって、本仕様におけるスケジュールに対する発注者の考え方について、落札後2日以内に教育センターにて説明をうけること。

ク 契約後、概ね1週間を目途に全体スケジュール案を提出し、発注者と協議に入ること。その際、設置する物品について、品名、メーカー名、機種名、スペック詳細、数量等を記載した一覧表を電

- 子 データで発注者に提出すること。
- ケ スケジュールに変更があった場合は、当日に変更した工程表を発注者にメールで提出すること。
- コ 学校への設置設定作業開始後は、毎日以下の内容を記したメールを発注者に送信すること。

【入校連絡】(午前10時まで送信)

- ◆[学校名]
- ◆[入校時間]
- ◆[入校人数]
- ◆[作業予定]
- ◆[報告すべき事象]

【退校連絡】(その日の作業対象学校をすべて退校した後、すみやかに送信。)

- ◆[学校名]
- ◆[退校時間]
- ◆[退校人数]
- ◆[作業内容]
- ◆[報告すべき事象]

(3) 納入に係る留意事項

- ア 作業中に不測の事態が生じた場合、1次対応を行った上で、発注者の指定する連絡ルートに従って早急に連絡を行い、発注者の指示に従うこと。
- イ 設置設定作業において、受注者の瑕疵により、発注者の資産(校舎設備・各種備品等)を破損または類する事態が発生した場合、1次対応後早急に発注者へ報告し、発注者の指示に従うとともに、受注者の責任において、復旧を行うこと。その際の復旧条件は、発注者及び学校長と協議すること。
- ウ 設定のために発注者より提示する各種の情報については、厳密に管理し設置終了後は返却すること。
 - (ア) 設定手順書等については、設定終了後確実に廃棄すること。
 - (イ) 情報管理に係る一連の危機管理体制について、契約後発注者に書類で提出すること。
 - (ウ) 各種の情報について、紛失や漏洩があった場合、今回の設置物のみならず、システム全体に関わることとなり、無条件で発注者の指示に従い、既設機器を含め、関係するすべての機器について即座に設定変更を行うこと。既設機器については、既設保守業者による変更とし、これらすべての費用は受注者の負担とする。
 - (エ) 搬入や設置設定時は、児童・生徒への安全面に対し、細心の注意をはらうこと。
 - (オ) トラックや車で来校する場合、事前に学校の管理職へ連絡し、「車種」「台数」「訪問人数」を伝えらるとともに、駐車場所や留意事項の指示を受ける事。また校門内では、最徐行すること。
 - (カ) 入校時、校門のインターホンで会社名と用件を述べ、学校に校門の解錠を依頼する。校門付近に学校の職員等がいる場合、その指示に従うこと。
 - (キ) 入校時、必ず学校の管理職に「会社名」「用件」「作業人数」を報告すること。また、その日の作業リーダーの名刺を管理職に渡すこと。退校時も、必ず管理職に退校の旨を報告し退校すること。
 - (ク) 入校の際には、玄関付近に設置されている来校者名簿に記名するとともに、学校が用意している「来校者」名札を着用すること。また、その名札とは別に、学校で作業する者は、「会社名」「氏名」を記載した名札をつけること。
 - (ケ) 校内において、作業時に物品や資材を廊下等に一時的に置く場合は、学校の管理職の許可を得るとともに、コーンとコーンバーで囲い、児童・生徒に危険が及ばないようにすること。
 - (コ) 物品や資材の一時的な保管場所を学校に依頼してもよい。その際は、ブルーシートを用意すること。
 - (サ) 工具などは置き忘れがないように留意すること。
 - (シ) 学校の管理職の指示に基づき、状況にあわせて適宜安全対策を実施すること。
 - (ス) 設置時に上記と異なる状況が発生した場合、その時点で必ず教育センターへ連絡し、指示を受けること。
 - (セ) 設定変更対象端末において、端末種別ごとに端末保守業者がレストアを行う際の作業指示書を作成すること。

8 引き渡し

- (1) 完全調整後、使用可能な状態で期限内に引き渡すこと。
- (2) 機器の規格、仕様、性能、機能等に不適合、不完全その他の瑕疵があった場合は、すみやかに解決すること。初期不良の場合は、すぐに新品と取り替えること。
- (3) 契約後に仕様書記載の要件を満たしていないことが判明した場合、仕様を満たすものへ変更すること。

9 保守及び保守体制について

以下の要件にて保守が行えるよう、適切な体制を構築すること。

- (1) 契約期間内の全ての保守・メンテナンスを含む。
- (2) 保守はオンサイトであること。引き上げ修理の場合は、代替機を用意すること。
- (3) 発注者及び学校からの不調、質問等の受付のため、受注者は適切なサポート窓口を設けること。
発注者及び学校からの不調、質問等の受付は、発注者が用意するWebによる「不調連絡システム」(以下、「不調連絡システム」という)で行い、対応時間は課業日の午前8時30分から午後5時30分とする。
- (4) 各学校からの「不調連絡システム」による申請と同時に、受注者の指定するメールアドレスにメールによる通知も行う。Web受付に申請があれば、30分以内に、学校(管理職)へ電話連絡し、状況を確認するとともに保守対応を行うこと。
- (5) 保守対応状況については、「不調連絡システム」に随時、経過を入力すること。
- (6) 発注者または学校より、不調を理由に要請があった場合、当日午後5時30分までに受け付けたものは、当日中に電話でヒアリング及び初期対応を行い、要請後概ね48時間以内(休業日を除く)に学校へ出向き、調査を行い、解決にあたること。
- (7) 契約期間中は、賃貸借物件に対する技術的質問に対して、責任を持って対応できる専任の連絡体制を確保すること。
また、本市に連絡先及び応答対応を示すこと。(常時連絡先、時間外等緊急時連絡先、その他電話連絡以外の連絡体制)

10 返還

契約期間の満了により契約が効力を失ったときは、概ね3ヶ月以内に機器を引き取るものとし、これに要する費用は全て受注者において負担するものとする。

11 法令及び本市条例、規則に関する遵守

(1) 法令等の遵守

ア 本業務の遂行に当たっては次に掲げる法令をはじめ、各種法令及び本市条例、規則、情報セキュリティポリシー等を遵守し、忠実に業務を遂行すること(詳細は本市ホームページを参照すること)。

- (ア) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)
- (イ) 堺市情報セキュリティ基本規程
- (ウ) 堺市情報セキュリティ対策基準要綱

(2) 機密保護

ア 秘密の保持

- (ア) 受注者は、本契約に関連して知り得た情報を業務以外の目的に使用してはならない。
受注者は、本契約にて取り扱う全ての情報について、本市の許可なく第三者への提供、他業務への利用、並びに新たな情報の取得をしてはならない。
業務に関連して当該情報を第三者へ提供する必要がある場合は、事前に書面により本市の許可を得ること。
- (イ) 受注者は、本契約に関連して知り得た情報を、本要件書の規定に反し流出させたことにより、本市に損害等を与えたときは、その損害等を賠償しなければならない。
- (ウ) 本件業務を履行する上で知り得た情報を、本業務中はもとより本業務終了後も、第三者に開示又は漏洩しないこと。また、そのために必要な措置をとること。本件業務における一連の作業において使用又は作成した成果物、図面、書類、データ等について、本市の許可なく利用しないこと。
- (エ) これら成果物、図面、書類、データ等については、紛失、盗難等のないように、必要な措置をとること。
- (オ) 受注者は、従事者に対する個人情報保護等に係る情報セキュリティに関する研修を実施す

ること。

- (カ) 本業務の遂行にあたり、調達する製品およびサービスを提供する事業者においては情報セキュリティに関する国際規格である ISO/IEC 27001 の認証を受けていることが望ましい。

イ 契約終了時における情報の取扱い

- (ア) 受注者は、業務の遂行に対し、本市から提供を受けた印刷情報及び電子情報については、業務終了後速やかに破棄するとともに、破棄したこと書面で提出すること。

- (イ) 印刷情報：復元できないように裁断等の措置を行うこと。

- (ウ) 電子情報：復元できないように、ファイルの削除（物理媒体は裁断等）を行うこと。

ウ セキュリティ関連事項の公表禁止

受注者は、本システムのセキュリティに関する事項の一切について、外部及び内部に公表してはならない。

エ 不正プログラム対策

受注者は、業務遂行に際し、外部から電子データ等を持ち込み、本契約機器に反映させる必要がある場合は、事前に不正データチェックを行い、データが安全であることを確認すること。

また、ファイル交換ソフト等が搭載されたパソコン及び不正プログラム対策を行っていないパソコン等を使用してはならない。

1.2 その他

本仕様に定めのない事項で疑義が生じた場合は、発注者の指示に従うこと。

暴力団等の排除について

1. 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

(1) 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。

(2) これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

2. 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

3. 誓約書の提出について

(1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。

(2) 受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。

(3) 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

4. 不当介入に対する措置

(1) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告し、警察に届け出なければならない。

(2) 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。

(3) 本市は、受注者が本市に対し、(1)及び(2)に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。

(4) 本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が(1)に定める報告及び届け出又は(2)に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。